

第九号

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

徳島県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、警察本部の内部組織の基準が改められたことに伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。